

保険料の納め方

特別徴収（年金からの差し引きによる納付）

年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の人は、原則として年6回の受給年金から差し引かれます（※年度途中で特別徴収が開始となる人は除く）。

また、4・6・8月の保険料は、原則その年の2月に年金から差し引かれた額と同額が差し引かれます。

◎本来、特別徴収の対象となる人でも、次の場合は一時的に普通徴収になります。

- ・65歳になった最初の年度
- ・年金が一時差し止めになったとき
- ・市外へ転出した、また市外から転入したとき

このような場合は、特別徴収は翌年度から再開となります。

※特別徴収から普通徴収への変更など、お支払い方法を選択することはできません。

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

下記の事項に該当する人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

- 今年度中に65歳になった人
- 今年度中に室蘭市に転入した人
- 年金を受給していない人
- 年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 老齢福祉年金を受給している人

納期は6月末～翌年3月末までの10期で納めていただきます。

（年度途中で65歳になった人・転入した人は、その翌月から納期が始まります）

納付書でのお支払いは、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマホ収納決済サービス（PayPayアプリ）で行うことができます。

納め忘れが
心配な方へ



保険料の納付には
口座振替
が便利です。

手続き方法

- 介護保険料納入通知書
 - 預（貯）金通帳
 - 印鑑（通帳の届け出印）
- 上記のものをご持参の上、室蘭市内の金融機関にてお手続きしてください。

特別徴収と普通徴収の両方で納める場合もあります

年度の途中で所得の増額修正申告などにより保険料が増額となった特別徴収の人は、保険料の増額分を納付書で納めていただく場合があります。